

議案第 19 号

松阪市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める
条例の制定について

松阪市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例
を次のように制定する。

平成 25 年 2 月 20 日 提出

松阪市長 山 中 光 茂

松阪市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める
条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成
18 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 13 条第 1 項の規定に基づき、特定公園
施設を新設し、増設し、又は改築する場合における高齢者、障害者等の移動等の円
滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準について、必要な事項を定め
るものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語の意義は、法及び移動等円滑化のために必要
な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令（平成 18 年国土交通省令第 115
号）に定めるところによる。

(一時使用目的の特定公園施設)

第 3 条 災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、この条例の規定
によらないことができる。

(園路及び広場)

第 4 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高
齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379
号。以下「令」という。）第 3 条第 1 号に規定する園路及び広場を設ける場合は、
そのうち 1 以上は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

(屋根付広場)

第 5 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋
根付広場を設ける場合は、そのうち 1 以上は、規則で定める基準に適合するもので
なければならない。

(休憩所及び管理事務所)

第 6 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休
憩所を設ける場合は、そのうち 1 以上は、規則で定める基準に適合するものでなけ

ればならない。

- 2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する管理事務所について準用する。この場合において、同項中「休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は」とあるのは、「管理事務所は」と読み替えるものとする。

(野外劇場及び野外音楽堂)

第7条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場を設ける場合は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

- 2 車椅子使用者用観覧スペースは、規則で定める基準に適合するものでなければならない。
- 3 前2項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外音楽堂について準用する。

(駐車場)

第8条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち1以上に、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合には当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者等（車椅子使用者、妊産婦その他の歩行が困難な者をいう。）が円滑に利用することができる駐車区画（以下「車椅子使用者用駐車区画」という。）を設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。

- 2 車椅子使用者用駐車区画は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

(便所)

第9条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

(水飲場、手洗場等)

第10条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。

- 2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する手洗場、ベンチ及び野外卓について準用する。

(掲示板及び標識)

第11条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する掲示板は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

- 2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する標識について準用する。

第12条 第4条から前条までの規定により設けられた特定公園施設の配置を表示した

標識を設ける場合は、そのうち1以上は、同条第2項において準用する同条第1項の規定のほか、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。